

令和元年度愛知県市民後見推進事業

市民後見普及啓発セミナー

能楽堂で学ぶ市民後見

資料集

とき 令和2年3月3日（火）

ところ 名古屋能楽堂

主催 愛知県

運営 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

後援 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 愛知県弁護士会 愛知県司法書士会

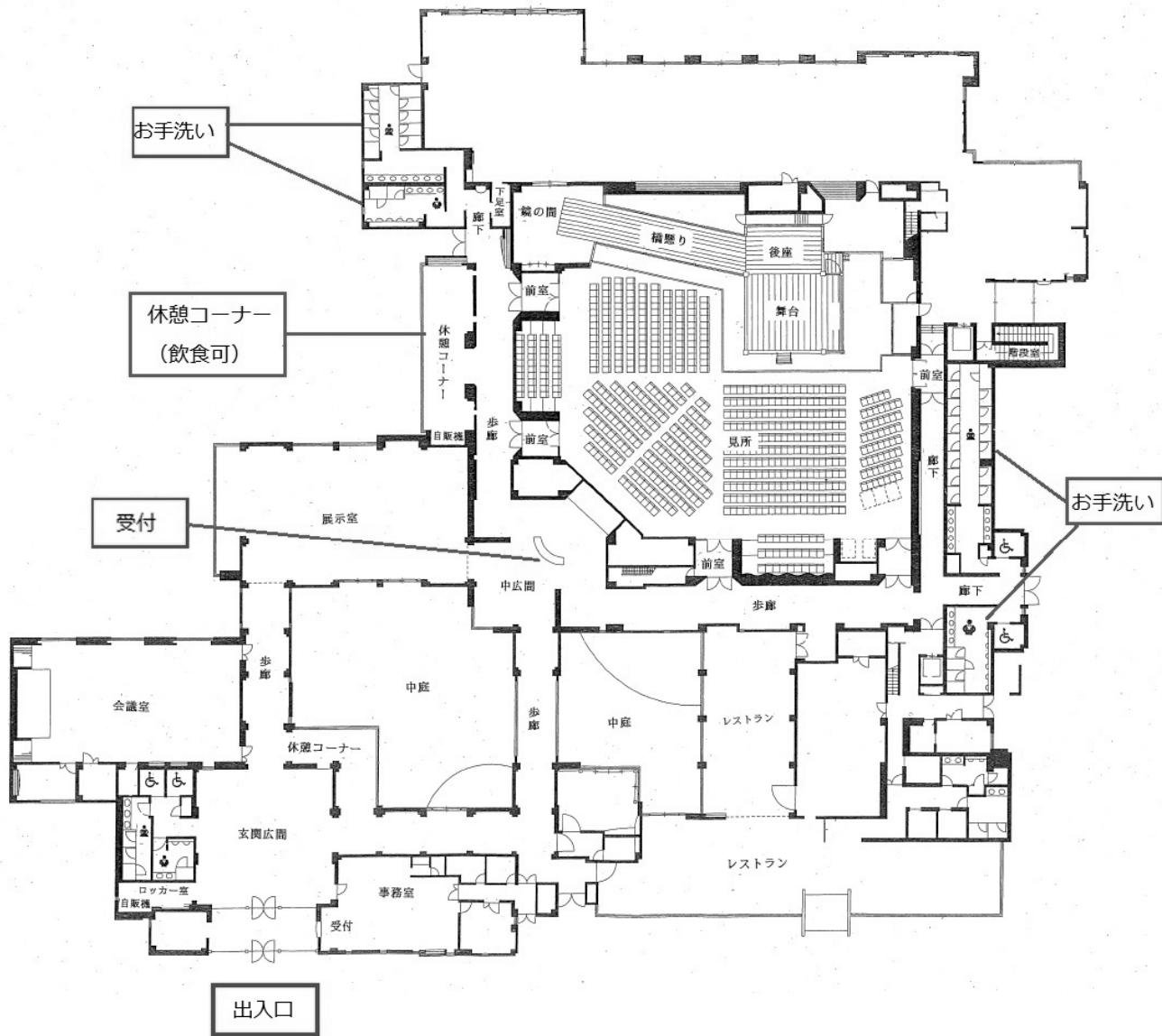
一般社団法人愛知県社会福祉士会

協力 名古屋家庭裁判所

本日の予定

時 間	内 容
13:00-13:05(5)	主催者あいさつ
13:05-13:45(40)	第1部 「漫才で笑って学ぶ成年後見」 (漫才師) 青空一風・千風
13:45-14:25(40)	第2部 講演「市民後見の目指すもの」 (講師) 弁護士 井上計雄氏 (大阪弁護士会所属)
14:25-14:35(10)	休憩
14:35-16:05(90)	第3部 パネルトーク (市民後見人の実践事例) 「市民後見活動の実際－あなたにできる地域貢献」 ①DVD上映 ②パネルトーク (パネリスト) 市民後見人 飯田美湖氏 市民後見人 虎岩いづみ氏 後見監督人 尾張東部権利擁護支援センター 石井友子 (コメンテーター) 弁護士 井上計雄氏 (オブザーバー) 名古屋家庭裁判所家事次席書記官 笠松麻理子氏 (コーディネーター) 尾張東部権利擁護支援センター長 住田敦子
16:05-16:10(5)	閉会

会場案内図



- ・お手洗いは2か所あります。
- ・ご気分が悪くなられた方は、スタッフにお声かけください。
- ・インフルエンザ等が流行しています。うがい・手洗い、マスク着用などで、予防をお願いします。受付に消毒薬をご用意していますので、ご利用ください。
- ・本日は、係員もマスクを着用させていただいています。
- ・非常の際は、係員の指示にしたがって落ち着いて行動してください。

資料目次

第1部 「漫才で笑って学ぶ成年後見」

(漫才師) 青空一風・千風 プロフィール ······ 1

第2部 講演「市民後見の目指すもの」 ······ 2

(講師) 弁護士 井上計雄氏（大阪弁護士会所属）

第3部 パネルトーク「市民後見活動の実際－あなたにできる地域貢献」

コーディネーター説明資料 ······ 10

参考資料

1 成年後見関係事件の概況 ······ 16

2 後見等開始数と市民後見人選任数（名古屋家庭裁判所） ······ 20

3 成年後見制度の利用にかかる相談窓口 ······ 21

4 愛知県内市町村の成年後見制度の取り組み状況 ······ 23

第1部 「漫才で笑って学ぶ成年後見」



青空一風・千風（あおぞらいつふう・せんふう）

2012年 漫才コンビ「中村千葉」結成。

2012年 漫才協会へ入会

2013年1月 青空一門に入門 青空一步三歩の弟子になる。「青空一風・千風」と改名

CROSS WAVE SENJU「それいけ青空ラジオ」

東京スカイラジオ（レインボータウンFM）

2015年10月 林家正蔵一門に入門 林家一門となる

2017年 落語協会会員になる

■現在の活動 毎月1日～19日まで 漫才協会主催 浅草東洋館

■CM キューサイ青汁

■出演実績 「笑っていいとも」フジテレビ 「年忘れ漫才共演」NHK
「火曜サプライズ」日本テレビ

■受賞歴 第2回熊野お笑いコンテスト 特別賞

芸名：青空千風 ※写真左

青空一風 ※写真右

生年月日：1983年6月15日

1978年8月29日

出身：埼玉県

福岡県

サイズ：身長175cm 体重110kg

身長170cm 体重60kg

血液型：A型

B型

趣味：野球観戦 食べ歩き 寝る

サッカー観戦 競馬 歴史

特技：剣道2段 珠算1級

成年後見制度 市民後見人(あだち区民後見人)

全国初の市民後見人芸人としても活動中。

第2部 講演「講演「市民後見の目指すもの」

井上計雄（いのうえ かずお）弁護士

平成3年 弁護士登録

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員

(平成18・19年度 委員長)

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター運営委員

日本成年後見法学会 理事

大阪府社会福祉協議会 市民後見人養成・活動支援事業

ブロック担当受任調整会議委員・専門相談員

平成19年～平成23年 大阪市成年後見支援センター

運営委員・企画会議委員・受任調整会議委員

平成24年～平成31年 大阪後見支援センター

企画会議委員・受任調整会議委員・専門相談員

編著

「〔改訂版〕相談事例からみた成年後見の実務と手続」

(2012) 新日本法規出版 ほか多数

編著

「市民後見人の理念と実際－市民と専門職と行政のコラボレーション－」

(2012) 中央法規出版 ほか多数



市民後見の目指すもの

2020.3.3

弁護士 井上 計 雄

1

成年後見制度の必要性

- ▶ 誰もが日常生活の中で「法律行為」を行っている。
 - ex. 買う(売買), 借りる(貸借), 預ける(寄託)など
 - 「法律行為」は、意思表示することで、法律上の権利や義務が発生するもの。
 - ⇛ これを理解できる能力(判断能力)が必要
- ▶ 認知症など精神上の障害により判断能力が低下した人は適切な「法律行為」ができない。
 - 取引界からは排除。生活ができなくなる。
- ▶ そこで、本人の判断能力を補い、本人に代わって法律行為をする人による支援が必要
- ▶ つまり、「法律行為」ができるようにするために、きちんと権限をもった人をつけるのが成年後見制度(判断能力が低下した人の法律行為を代理し、援助する制度)です。

▶ 2

成年後見制度の趣旨

自己決定の尊重

現有能力の活用

ノーマライゼーション

□ 保護との調和

憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

▶ 3

成年後見制度

■ 法定後見制度

- ▶ 精神上の障害により既に判断能力が低下している場合に、家庭裁判所に申し立て、援助してくれる人を選んでもらう。
- ▶ 判断能力の低下の程度により3つの類型がある。
 - ① 成年後見（判断能力を欠く状況）
 - ② 保佐（判断能力が著しく不十分）
 - ③ 補助（判断能力が不十分）

■ 任意後見制度

- ▶ まだ判断能力がある間に、判断能力が低下したときの援助の内容を決め、信頼できる人にあらかじめ頼んでおく。
- ▶ 判断能力が低下し、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたときから効力を生じる。

■（後見登記制度）

▶ 4

成年後見人等の職務と権限

- 成年後見人等の職務範囲は、財産管理と身上監護
 - 本人の生活の全般に及ぶ
- 成年後見人等の権限
 - ・代理権 — 本人に代わって法律行為をする(後見人、代理権ある保佐人・補助人)
 - ・同意権 — 本人が行う法律行為を事前チェック (保佐人、同意権ある補助人)
 - ・取消権 — 本人が行った法律行為を事後チェック
- 援助の例
 - 財産の管理 — 通帳等大事な物を保管し、必要な支払等を行う
 - 身上監護の手配 — 介護サービスの利用契約などを行う
 - 取消権の行使 — 消費者被害などについて取消し
- ◆ 介護等の「事実行為」を行う義務はない («法律行為»のための制度)
- ◆ 医療同意権(手術の同意等)はない

▶ 5

成年後見人等の立場

- ◆ 成年後見人等は、家庭裁判所から選ばれた者
 - → 裁判所の監督を受ける(定期的報告等)
- ◆ 本人のために本人を援助する(家族のために動くのではない)
 - ★本人の意思を尊重する義務がある
- 【民法858条】成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- ◆ 本人の財産は本人のために(積極的に)使う(家族のために残すのではない)
 - 本人が自分らしい生活、安心で快適な生活を送れるように援助する
 - 本人の財産と法定後見人や家族の財産は明確に区別しなければならない
- ◆ 善良な管理者としての注意義務が課せられる

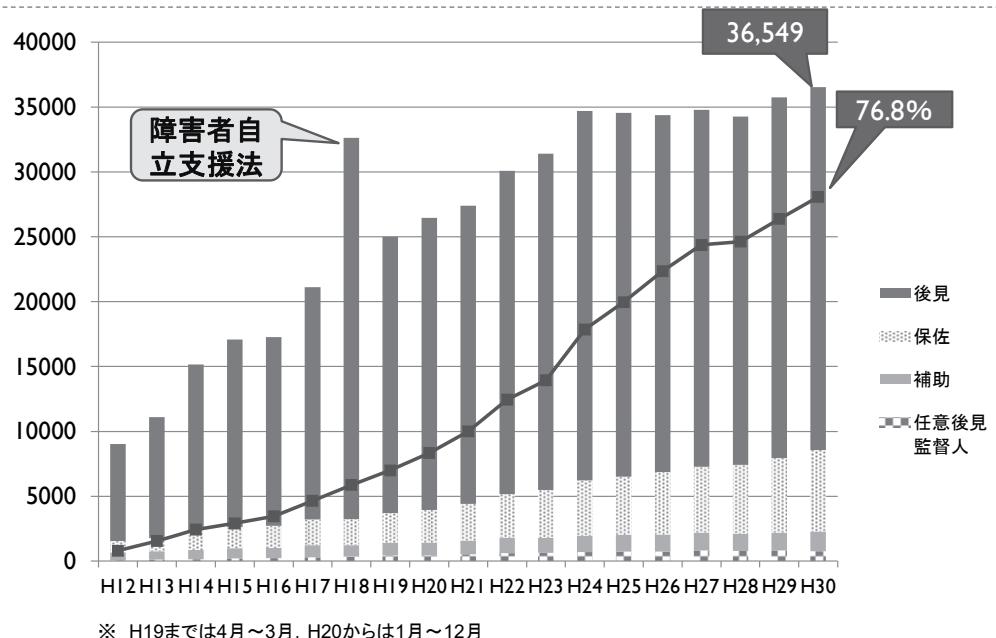
▶ 6

誰が成年後見人等に選任されるのか？

- ◆ 家庭裁判所が、本人のための適任者を選ぶ。
 - ▶ 配偶者が当然に選任されるわけではない
 - ▶ 申立てで候補者をあげても、不適任であれば別の者を選任する
 - ▶ 複数の成年後見人等が選任される場合もある
 - 財産管理後見人と身上監護後見人 など
-
- <平成30年全国>
 - ▶ 親族(23.2%) ← 年々減少している
 - ▶ 弁護士(22.4%), 司法書士(28.9%), 社会福祉士(13.3%),
 - ▶ 法人(10.0%), 市民(0.8% 320人), その他
-
- 老人福祉法32条の2(H24.4.1施行) ← 市民後見人の根拠規定
 - ▶ 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

▶ 7

成年後見関係事件と第三者後見人等の推移



▶ 8

成年後見人等の適格性と特性

- 法律上、成年後見人等の資格に限定はない
 - ▶ 親族でも対応できることが前提
 - ▶ 療養看護等事実行為は成年後見人等の職務ではなくなった〔身上配慮義務〕
- 成年後見人等として求められる共通の適格性
 - ▶ 他人性の認識 — 他人の財産を管理し、他人の権利義務に関わる
 - ▶ 権利擁護の意識 — 法律行為により本人の権利を護る
 - ▶ 親族は他人性の認識を欠く場合がある
 - ▶ 第三者後見人でも研修等により補充が必要(専門職も)
- ◆ さらに事案に応じて、問題解決のための専門性等が要求される場合がある
〔上乗せ部分〕

▶ 9

扱い手の区別

扱い手	ふさわしい事案	
親族	円満な関係、日常的支援、本人の意思が分か る(?)	<ul style="list-style-type: none">・後見人の利益と衝突する場 合がある・他人性の認識を欠く場合が ある(H22.10か月で18億円 以上が着服→後見制度支援 信託の導入)
弁護士	親族間対立、虐待、法的紛争、財産複雑など 法律専門家としての対応が必要	紛争解決が主で、きめ細かな 身上監護の対応は困難
司法書士	財産多額、法的手続きなど法律職としての対 応が必要	財産管理が主であり、きめ細 かな身上監護は難しい
社会福祉士	身上監護面で困難を抱えるなど福祉専門家と しての対応が必要	別に仕事を持っている人が多 い
法人	自然人では困難、継続性、安全な財産管理	具体的対応者の資質が担保 されているか
市民	紛争性や親族対応がなく、高額な財産管理も ない、本人に寄り添う支援、きめ細かな身上 監護	養成研修、登録、受任調整、 センター(専門職関与)による 活動支援がある

▶ 10

市民後見人の重要性

- 成年後見人等の担い手は、その事案に応じた適任者として区別される
 - ▶ 専門職の数が足りないからとか資力のない人だから「市民」ではない
 - 基本は法律行為ができるようにすること
- ◆ 紛争や法的問題、財産多額・複雑、身上監護面で困難などの場合は、その対応に専門性が必要となるから専門職後見人
- ◆ そういう問題がない場合は、市民のほうがよりふさわしい
- 積極的権利擁護（生活の質の向上）の担い手
 - ▶ 安定した生活を確保した上で、さらに本人らしい生活の質（QOL）の向上
 - ▶ 本人の意思を十分にくみとる
 - ▶ 本人と同じ目線で見つめ身近で寄り添う支援
- 地域における相互支援活動、地域福祉の担い手 = 「共助」の理念

▶ 11

成年後見制度利用促進法（H28.5.13施行）

- 第3条（基本理念）
 - ▶ ① 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
 - ▶ ② 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
 - ▶ ③（関係機関の協力と体制整備）
- 第11条8号（基本方針）
 - ▶ 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言…
- ◆ 国連「障害者の権利に関する条約」（H26.1批准）
 - ▶ 意思決定支援の制度

財産管理偏重から
本人の意思、身上保護の重視へ

▶ 12

市民後見活動を支えるための体制

- ◆ 市民と専門職と行政のコラボレーション
- ▶ 市民に対する信頼とこれを支えるための支援体制
- ▶ 養成研修・受任調整・活動支援の一貫したセンターによる支援
- ▶ 専門職団体(弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会)が関与
- 養成研修
 - ▶ 成年後見人等として必要な知識、考え方を習得。身につけてもらう。
 - ▶ 専門職でも研修が必須。知識経験の違いが研修の量の違い。
- 受任調整
 - ▶ 市民後見人に適した案件の選別
 - ▶ 適任者の選定 — 経歴、人となり、訪問のし易さ等すべてを考慮して選定
 - 活動支援 — 日常的な相談と定期的な専門相談による助言
 - ▶ 専門相談: 受任直後、受任1か月後、3か月後、6か月後、半年ごと、隨時
 - ▶ 法的問題等が生じた場合には専門職への委任ができる体制
- ◆ 市民後見人が安心して適切な後見活動を行うことが、被後見人の権利擁護につながる。

▶ 13

市民後見が目指すもの

- ▶ 誰もが、たとえ判断能力が低下しても、自分の意思が尊重された自分らしい生活を送りたい。
- ▶ それに必要なのは、管理型ではなく、寄り添い支援型。
- ▶ 法的問題等を抱えている場合は、その点は専門職に委ねればよい。
- ▶ 専門職ではなく、市民だからこそできる支援がある。
- ▶ 本人を市民後見人が寄り添い支援し、市民後見人を行政や専門職が支援する地域ぐるみの支え合い。

□ You Tube

- ▶ 大阪市市民後見人活動啓発DVD
 - 「ともに支える」
 - 「受任調整会議」

▶ 了

▶ 14



第3部 パネルトーク



「市民後見人の活動の実際

—あなたにできる地域貢献—

パネリスト

市民後見人 飯田美湖氏

市民後見人 虎岩いづみ氏

市民後見監督人 石井友子

(尾張東部権利擁護支援センター相談員)

コメンテーター

井上計雄弁護士

オブザーバー

名古屋家庭裁判所家事次席書記官 笠松麻理子氏

コーディネーター

尾張東部権利擁護支援センター長 住田 敦子

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター



設置主体（5市1町）

- 瀬戸市・尾張旭市・豊明市
- 日進市・長久手市・東郷町



平成31年4月現在

5市1町
人口合計 475,312人

平成23年10月開設

- ① 職員数 9人
センター長（専門相談員兼務）
専門相談員 7人（社会福祉士）
事務員 2人（支援員兼務）
- ② 事業内容
広報啓発・相談・人材育成
法人後見





市民後見人等養成の取り組み

1 目的

権利擁護の担い手と地域福祉の向上

2 市民後見人の定義

市民後見人とは家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門職による養成と活動支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。



市民後見人のめざす姿

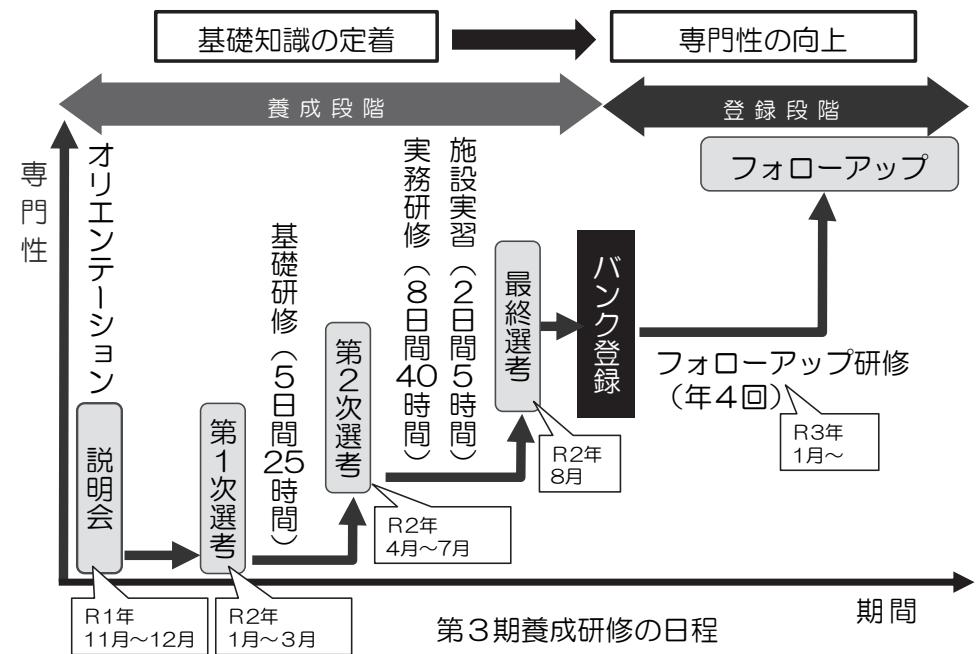
- ① 本人のための権利擁護活動を社会貢献として行うこと
- ② 市民または町民として市町における後見等の業務を適正に担う人材であること
- ③ 後見人等としての必要な知識、技術、社会規範、倫理性を備えていること
- ④ 市町が開催する研修を修了し、所定の登録をしていること
- ⑤ 尾張東部成年後見センターの推薦により、家庭裁判所から後見人等の選任を受けることができること
- ⑥ 市町による支援のもと、後見等の業務を行う人であること

市民後見人の受任要件



項目	本人の状況
資産状況	高額な財産を所有していない 多額の債務がない 不動産処分を伴わない
居住状況	安定的居住（在宅・施設）が確保されている
生活状況	身上監護上、困難性がなく、見守りが中心である
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がない
支援体制	介護サービスなど本人を支援する体制が構築されている
その他	虐待や権利侵害など急迫した事情を有しない 地域での後見活動が可能である

市民後見人養成研修の流れ





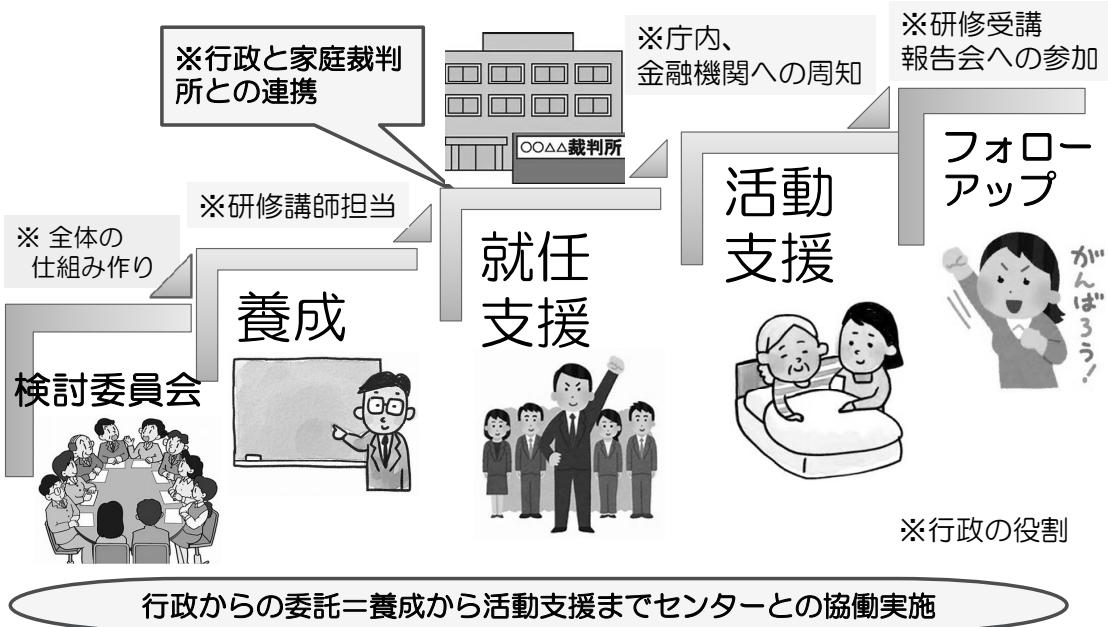
市民後見にかかる被後見人等の状況(R2.1現在)

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計
受任中	4	2	1	3	0	1	11
死亡	2	2	0	0	0	0	4
市民後見人以外に交代	1	0	0	0	0	0	1
累計	7	4	1	3	0	1	16

※当センターが養成した市民後見人の受任は、平成28年1月からスタート



市民後見人養成と支援





第1期 市民後見人養成



第2期 市民後見人養成



參 考 資 料

成年後見関係事件の概況

—平成30年1月～12月—

抜粋

最高裁判所事務総局家庭局

資料出所 http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20190313koukengaikyou-h30.pdf

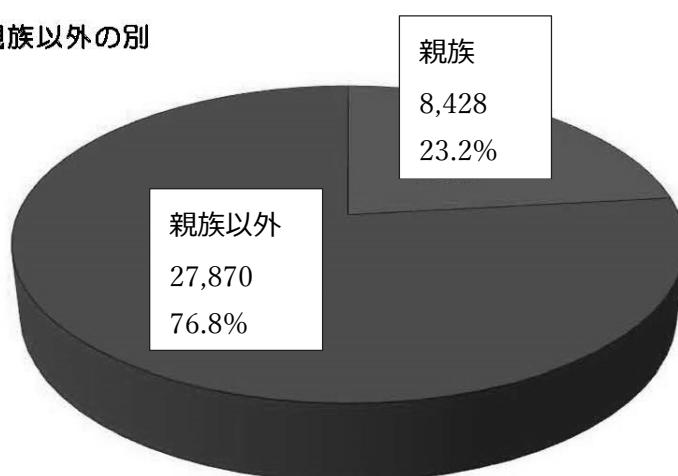
8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約23.2%（前年は約26.2%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約76.8%（前年は約73.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

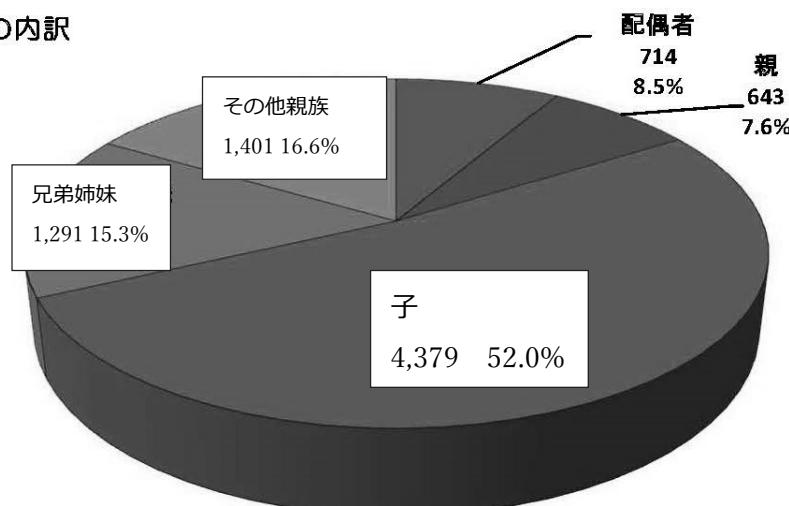
関係別件数（合計）	36,298件	（前年35,686件）
親族	8,428件	（前年 9,364件）
親族以外	27,870件	（前年26,322件）
うち弁護士	8,151件	（前年 7,969件）
司法書士	10,512件	（前年 9,985件）
社会福祉士	4,835件	（前年 4,414件）
市民後見人	320件	（前年 289件）

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

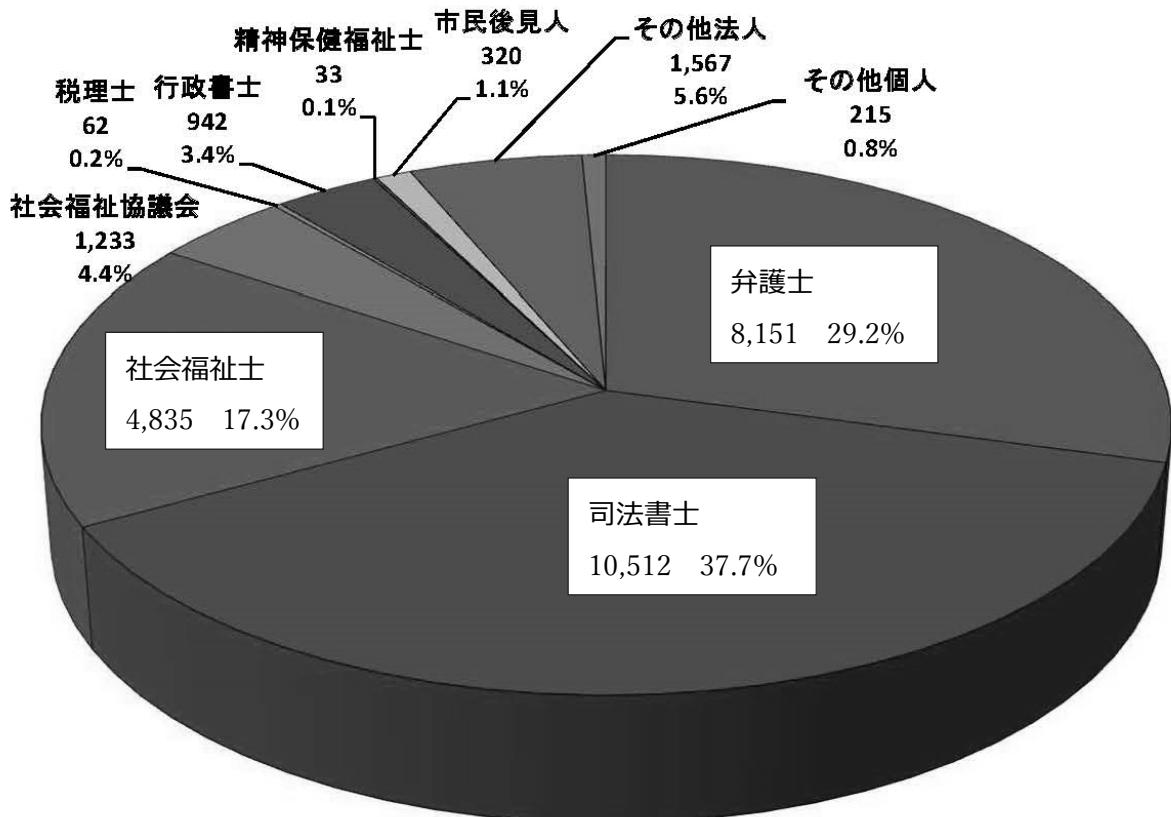
① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（36, 298件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（33, 864件）とは一致しない。

(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人379件、税理士法人0件、行政書士法人5件であった。）。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

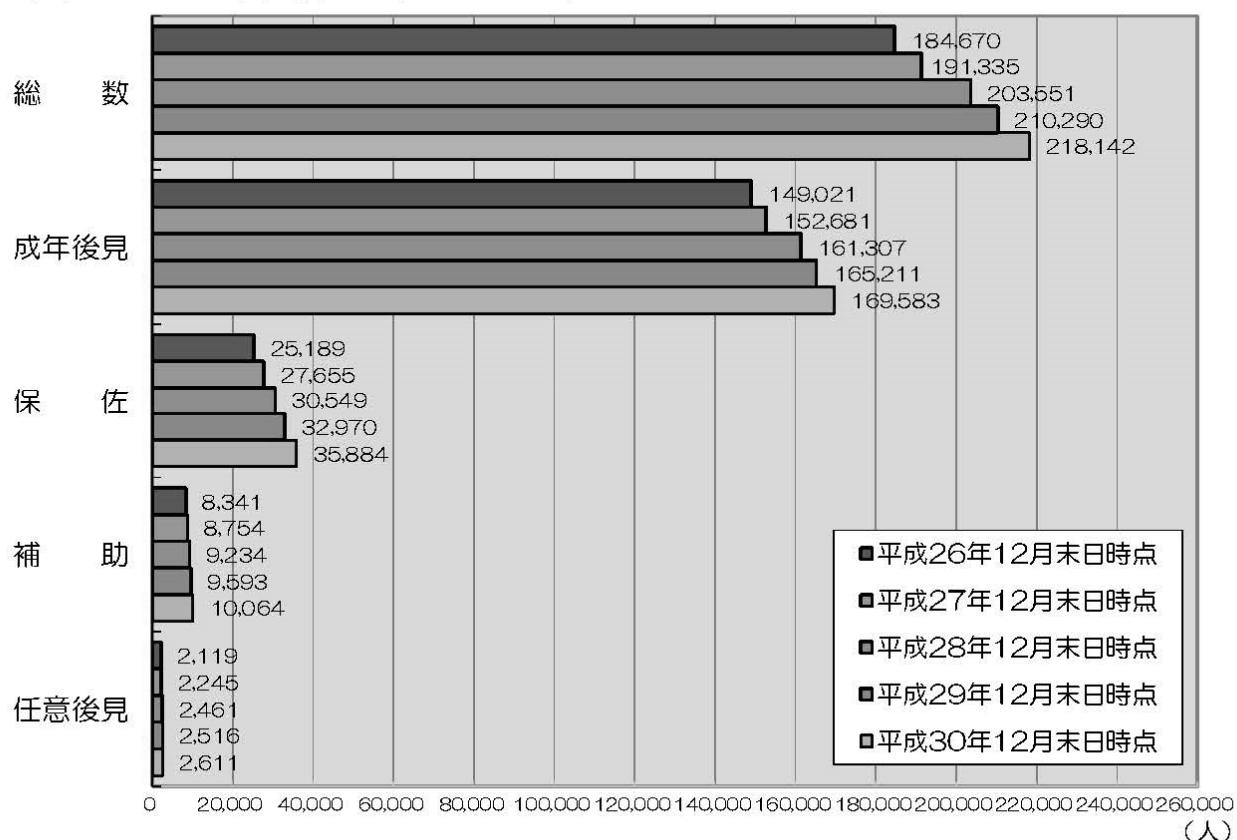
※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成30年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で218,142人（前年は210,290人）であり、対前年比約3.7%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は169,583人（前年は165,211人）であり、対前年比約2.6%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は35,884人（前年は32,970人）であり、対前年比約8.8%の増加となっている。
- 補助の利用者数は10,064人（前年は9,593人）であり、対前年比約4.9%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,611人（前年は2,516人）であり、対前年比約3.8%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



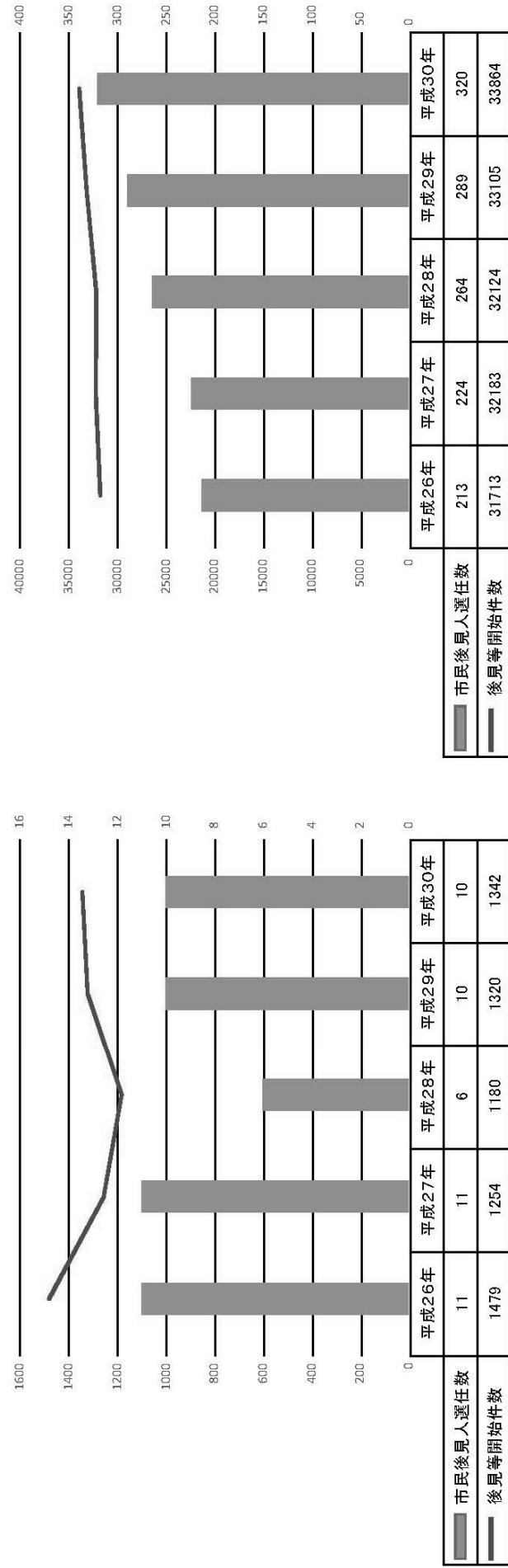
（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

平成26年から平成30年の後見等(後見・保佐・補助)開始数と市民後見人選任数

名古屋家庭裁判所

・名古屋家裁管内

・全国



成年後見制度利用にかかる相談窓口一覧表（市町村）

令和2年2月1日現在

市町村名	行政窓口					委託先		
	高齢者		障害者		電話番号	名前	電話番号	ファックス
担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号					
1 名古屋市 地域ケア推進課	052-972-2549	052-955-3367	地域ケア推進課	052-972-2549	052-955-3367	名古屋市成年後見あんしんセンター	052-856-3939	052-919-7585
2 豊橋市 長寿介護課	0532-51-2362	0532-56-3810	障害福祉課	0532-51-2345	0532-56-5134	豊橋市成年後見支援センター	0532-57-6800	0532-53-7778
3 岡崎市 長寿課	0564-23-6174	0564-23-6520	障がい福祉課 健康増進課	0564-23-6715	0564-23-5071	岡崎市成年後見支援センター	0564-64-6665	0564-23-7820
4 一宮市 高年齢福祉課	0586-28-9151	0586-73-1019	福祉課	0586-28-8619	0586-73-7124	—	—	—
5 潟戸市 高齢者福祉課	0561-88-2626	0561-88-2633	社会福祉課	0561-88-2612	0561-88-2615	尾張東部福利擁護支援センター	0561-75-5008	0561-75-5088
6 半田市 高齢介護課	0569-84-0644	0569-22-2904	地域福祉課	0569-84-0641	0569-22-2904	知多地域成年後見センター	0562-39-3770	0562-39-2667
7 春日井市 地域福祉課	0568-85-6364	0568-84-5764	障がい福祉課	0568-85-6186	0568-84-5764	春日井市民部・障がい者福利擁護センター	0568-82-9232	0568-84-3933
8 豊川市 介護高齢課	0533-89-2105	0533-89-2137	福祉課	0533-89-2159	0533-89-2137	豊川市成年後見支援センター	0533-83-6377	0533-83-5222
9 津島市 高齢介護課	0567-24-1118	0567-24-1791	福祉課	0567-24-1115	0567-24-1791	—	—	—
10 碧南市 高齢介護課	0566-95-9888	0566-46-5510	福祉課	0566-95-9884	0566-48-2940	碧南市成年後見支援センター	0566-46-3701	0566-48-6522
11 刈谷市 長寿課	0566-62-1063	0566-24-2466	福祉総務課	0566-62-1208	0566-24-3481	刈谷市成年後見支援センター	0566-23-6954	0566-25-2498
12 豊田市 福祉総合相談課	0565-34-6791	0565-33-2940	福祉総合相談課	0565-34-6791	0565-33-2940	豊田市成年後見支援センター	0565-63-5566	0565-33-2346
13 安城市 高齢福祉課	0566-71-2223	0566-74-6789	障害福祉課	0566-71-2225	0566-74-6789	—	—	—
14 西尾市 長寿課	0563-65-2121	0563-64-0995	福祉課	0563-65-2115	0563-56-0112	西尾市成年後見センター	0563-56-5900	0563-57-7800
15 濑户市 長寿課	0533-66-1105	0533-66-3130	福祉課	0533-66-1106	0533-66-3130	瀬戸市成年後見センター	0533-69-3911	0533-69-3993
16 大山市 長寿社会課	0568-44-0325	0568-44-0364	福祉課	0568-44-0321	0568-44-0364	—	—	—
17 常滑市 高齢介護課	0569-47-6133	0569-34-7745	福祉課	0569-34-7744	0569-34-7745	知多地域成年後見センター	0562-39-2663	0562-39-2667
18 江南市 高齢者生きがい課	0587-54-1111	0587-56-5951	福祉課	0587-54-1111	0587-56-5515	江南市成年後見センター	0587-81-8577	0587-55-5262
19 小牧市 長寿・障がい福祉係	0568-76-1193	0568-76-4595	長寿・障がい福祉係	0568-76-1127	0568-76-4595	尾張北部福利擁護支援センター	0568-74-5888	0568-74-5855
20 碼沢市 高齢介護課	0587-32-1293	0587-32-1219	福祉課	0587-32-1281	0587-32-1219	—	—	—
21 新城市 福祉課	0536-23-7624	0536-23-7699	福祉課	0536-23-7624	0536-23-7699	新城市成年後見支援センター	0536-24-9811	0536-23-5046
22 東海市 高齢者支援課	052-689-1600	052-602-0390	社会福祉課	052-603-2211	052-603-4000	知多地域成年後見センター	0562-39-2663	0562-39-2667
23 大府市 高齢障がい支援課	0562-45-6289	0562-47-3150	高齢障がい支援課	0562-45-6289	0562-47-3150	知多地域成年後見センター	0562-39-2663	0562-39-2667
24 知多市 長寿課	0562-36-2652	0562-32-1010	福祉課	0562-36-2650	0562-32-1010	知多地域成年後見センター	0562-39-2663	0562-39-2667
25 知立市 長寿介護課	0566-95-0150	0566-83-1141	福祉課	0566-95-0118	0566-83-1141	知立市成年後見支援センター	0566-82-8833	0566-83-4070
26 尾張旭市 長寿課	0561-76-8143	0561-52-3749	福祉課	0561-76-8142	0561-52-3749	尾張東部福利擁護支援センター	0561-75-5088	0561-75-5088
27 高浜市 福祉あるごと相談G	0566-52-9610	0566-52-7918	介護障がいG	0566-52-9871	0566-52-7918	高浜市福利擁護支援センター	0566-54-5563	0566-52-7918

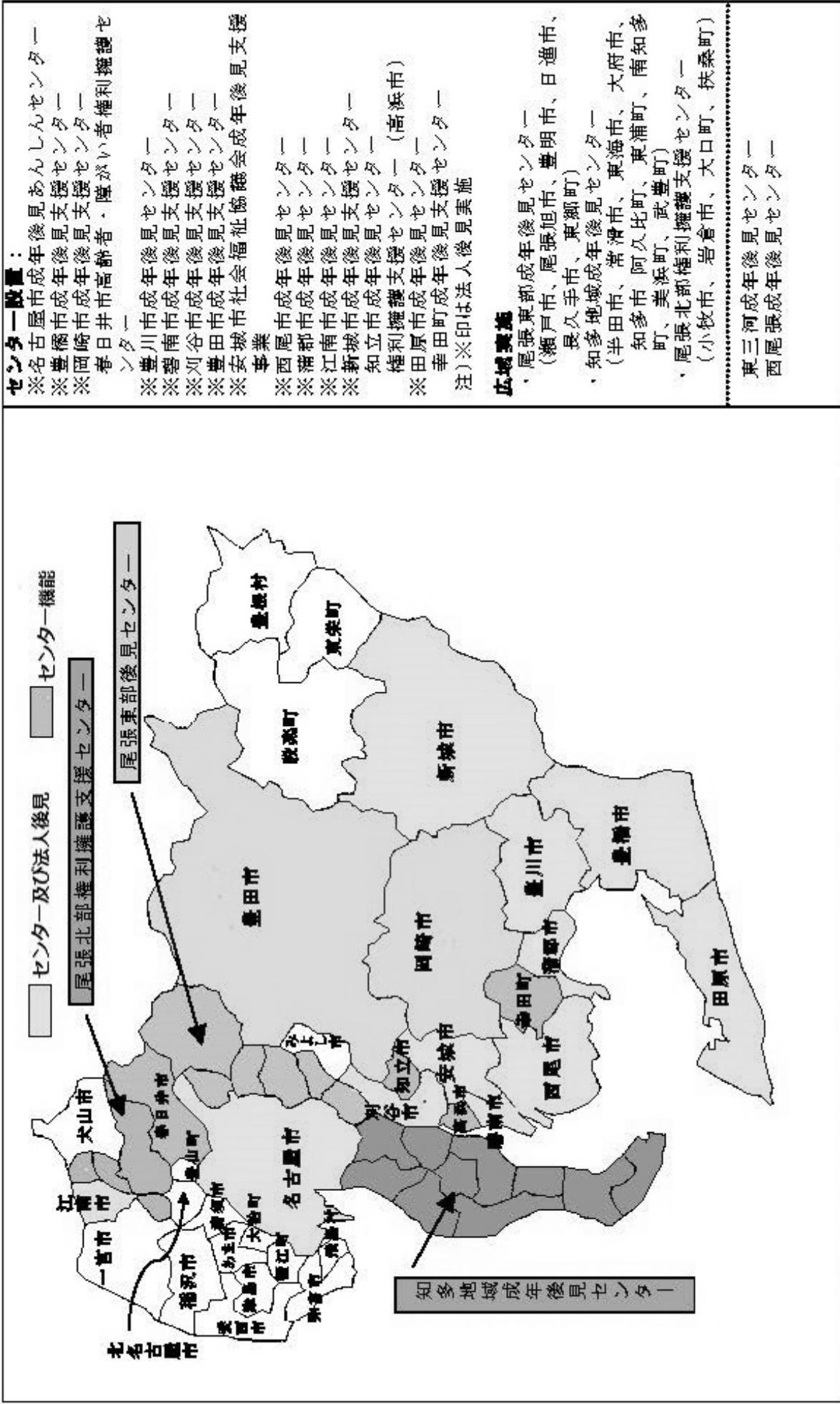
成年後見制度利用にかかる相談窓口一覧表（市町村）

令和2年2月1日現在

市町村名	行政窓口				委託先	
	高齢者担当窓口	電話番号	ファックス	担当窓口		
28 岩倉市 長寿介護課	0587-38-5811	0587-65-6100	福祉課	0587-38-5809	0587-66-6100	尾張北部権利擁護支援センター
29 豊明市 健康長寿課	0562-92-1261	0562-92-1141	社会福祉課	0562-92-1119	0562-92-1141	尾張東部権利擁護支援センター
30 日進市 地域福祉課	0561-73-1519	0561-72-4554	地域福祉課	0561-73-1519	0561-72-4554	尾張東部権利擁護支援センター
31 田原市 高齢福祉課	0531-23-4634	0531-23-3545	地域福祉課	0531-23-3697	0531-23-3545	田原市成年後見センター
32 瑞西市 高齢福祉課	0567-55-7116	0567-26-5515	社会福祉課	0567-55-7115	0567-26-5515	－
33 清須市 高齢福祉課	052-400-2911	052-400-2963	社会福祉課	052-400-2911	052-400-2963	清須市地域包括支援センター（高齢者）
34 北名古屋市 高齢福祉課	0568-22-1111	0568-25-4477	社会福祉課	0568-22-1111	0568-24-0003	清須市基幹相談支援センター（障害者）
35 弥富市 介護高齢課	0567-65-1111	0567-67-4011	福祉課	0567-65-1111	0567-67-4011	052-400-3368
36 みよし市 (長寿介護課)	0561-76-5663	0561-34-3388	福祉総合相談センタ－（福祉課）	0561-76-5663	0561-34-3388	052-401-0032
37 あま市 高齢福祉課	052-444-3159	052-443-3555	社会福祉課	052-444-3135	052-443-3555	－
38 長久手市 長寿課	0561-56-0639	0561-63-2940	福祉課	0561-56-0614	0561-63-2940	尾張東部権利擁護支援センター
39 東郷町 高齢者支援課	0561-56-0735	0561-38-7932	福祉課	0561-56-0732	0561-38-7932	尾張東部権利擁護支援センター
40 豊山町 保険課地域包括支援センター	0568-28-0932	0568-28-0061	福祉課	0568-28-0912	0568-28-2870	0561-75-5008
41 大口町 健康生きがい課	0587-94-0051	0587-94-0052	福祉こども課	0587-94-1222	0587-94-0052	尾張北部権利擁護支援センター
42 扶桑町 介護健康課	0587-93-1111	0587-93-2034	福祉児童課	0587-93-1111	0587-93-2034	0568-74-5888
43 大治町 民生課高齢福祉係	052-444-2711	052-443-4468	民生課障害福祉係	052-444-2711	052-443-4468	大治町地域包括支援センター
44 境江町 介護支援課	0567-95-1111	0567-95-9188	保健医療課	0567-95-1111	0567-95-9188	0561-75-5088
45 飛島村 福祉課	0567-52-1001	0567-52-1009	福祉課	0567-52-1001	0567-52-1009	－
46 阿久比町 健診介護課	0569-48-1111	0569-49-2470	住民福祉課	0569-48-1111	0569-48-0229	知多地域成年後見センター
47 東浦町 ふくし課	0562-83-3111	0562-83-3912	障がい支援課	0562-83-3111	0562-83-3912	知多地域成年後見センター
48 南知多町 保健介護課	0569-65-0711	0569-65-0694	福祉課	0569-65-0711	0569-65-0694	知多地域成年後見センター
49 美浜町 福祉課	0569-82-1111	0569-83-0755	福祉課	0569-82-1111	0569-83-0755	知多地域成年後見センター
50 武豊町 福祉課	0569-72-1111	0569-74-0778	福祉課	0569-72-1111	0569-74-0778	0562-39-2667
51 幸田町 福祉課	0564-62-1111	0564-56-6218	福祉課	0564-62-1111	0564-56-6218	幸田町成年後見支援センター
52 設楽町 町民課	0536-62-0519	0536-62-1458	町民課	0536-62-0519	0536-62-1458	0562-39-3770
53 東栄町 住民福祉課	0536-76-0503	0536-76-1725	住民福祉課	0536-76-0503	0536-76-1725	0562-39-2667
54 豊根村 住民課	0536-85-1313	0536-85-5005	住民課	0536-85-1313	0536-85-5005	0564-62-7254

愛知県内市町村の成年後見制度の取り組み状況

*2019.4.1 現在



※尾張東部権利擁護センターは、2019年10月1日から尾張東部権利擁護センターに名称変更しました。

作成:愛知県社会福祉懇親会 様社サ一び利用支援センター

MEMO

MEMO

感染症対策へのご協力をねがいします



手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をねがいします



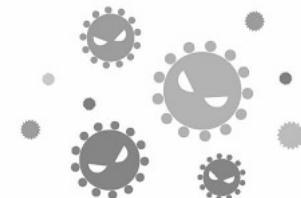
せき 咳工チケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳工チケット」です。

■ほかの人につかないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳工チケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳工チケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

せき
咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



＜この事業についてのお問い合わせ先＞

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

電話 0561-75-5008 ファックス 0561-75-5088

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855